

四日市市病院管理規程第 1 号

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 4 月 1 日

四日市市病院事業管理者 一 宮 惠

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程（平成 18 年病院管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 33 年四日市市条例第 15 号。以下「<u>条例</u>」という。）の規定に基づく市立四日市病院に勤務する企業職員の給与の額及び支給方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(給料の調整額の支給)</p> <p>第 3 条 <u>条例第 3 条の 2 に規定する給料の調整額を、前条に規定する医師、歯科医師のうち、医行為に携わる者に対して支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、その月の給料の調整額は支給しない。</u></p> <p>(1) <u>出張中の場合。ただし、災害支援等任命権者が特に認めた場合を除く。</u></p> <p>(2) <u>勤務しなかった場合。ただし、四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和 28 年四日市市条例第 5 号)第 11 条の規定に基づき、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る特別</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 33 年四日市市条例第 15 号。）の規定に基づく市立四日市病院に勤務する企業職員の給与の額及び支給方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第 2 条 (略)</p>

休暇を付与された場合を除く。

2 前項に規定する給料の調整額表は別表第2のとおりとする。

3 給料の調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第4条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額、給料の調整額、給料月額に対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額をその年度の所定労働時間で除して得た額とする。

(非常勤職員又は臨時的若しくは期限付き任用職員の給与)

第5条 (略)

(雑則)

第6条 (略)

別表第1(第2条関係) (略)

別表第2(第3条関係)

給料の調整額表

<u>市立四日市病院 企業職員の初任 給及び職務の級 の分類基準等に 関する規程別表 第1イに掲げる 職務の級</u>	<u>月額</u>
<u>6級</u>	<u>220,000円</u>
<u>7級</u>	<u>270,000円</u>
<u>8級</u>	<u>320,000円</u>

(非常勤職員又は臨時的若しくは期限付き任用職員の給与)

第3条 (略)

(雑則)

第4条 (略)

別表第1(第2条関係) (略)

<u>9 級</u>	<u>3 4 0 , 0 0 0 円</u> <u>ただし、21号給以</u> <u>上の者は、3 7</u> <u>0 , 0 0 0 円</u> <u>診療部長の職に</u> <u>ある者は、</u> <u>4 2 0 , 0 0 0 円</u> <u>副院長の職にあ</u> <u>る者は、</u> <u>4 5 0 , 0 0 0 円</u>
------------	--

附 則

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。